

控訴審準備書面（23） 基準適合判断によっては払拭されない人格権侵害の具体的危険について

2025.8.22 Fri
東京高等裁判所

一番原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木裕也

判断枠組に関する重要争点

2

本件における「人格権侵害の具体的危険」とは

原子力災害からの生命・身体の安全を保護する見地から、無視し得ない損害発生の蓋然性が存在すること

判断枠組み（原判決の【争点2】）における重要争点

実効性ある避難計画等が欠落し又は不十分であることは、人格権侵害の具体的危険を基礎づけるか

＝避難計画等が欠落し又は不十分であることによる損害発生の蓋然性は、原子力災害からの生命・身体の安全を保護する見地から無視し得ないものと評価すべきか

☞ 原判決は、具体的危険を基礎づけると判断した（原判決257頁）

控訴審準備書面(4)－「5層の深層防護の徹底」と「具体的危険」

1. 現行の原子力関連法規は「**深層防護の徹底**」をもって「**原発の安全**」を確保しようとしていること(原基法2条2項、原規委設置法1条、新規制基準の考え方[丙Bア25])
2. 上記1は**福島第一原発事故の反省**に基づくものであること(国会事故調報告書、政府事故調報告書)
3. 深層防護が徹底されていないために「**安全**」と評価できない原発を稼働することによる利益を優先することは、**法的に正当化できない**こと(原基法2条1項)

控訴審準備書面(14)－避難計画不備が具体的危険を基礎づける理由－法的視点から

1. 炉規法及び災対法並びに原災法が定める安全対策は原子力災害から国民の生命・身体を保護するために同災害発生時の**蓋然性を最大限低減しようとするためのもの**であるから、これらのいずれかが欠落し又は不十分である場合には、**現行の原子力関連法規が低減すべきとしている水準まで同災害発生時の蓋然性が低減されていない**という意味で、**具体的危険が認められるべきである**こと
2. 原子力災害対策特別措置法という個別法の存在、同法1条の「**相まって**」という文言、同法が制定されることになった**JCO臨界事故及び制定後の福島第一原発事故という歴史的事実**に照らせば、現行の原子力関連法規は、「**原子炉等規制法に基づくオンサイト上の安全対策が功を奏せずに突破された場合の原子力災害発生時の蓋然性を無視し得ないものと扱っている**ことは明らかであること(それにもかかわらずこの蓋然性を**無視し得る(抽象的可能性に過ぎない)**と裁判所が扱うのは、法の趣旨に反すること)

控訴審準備書面(23)－基準適合判断によっては払拭されない人格権侵害の具体的危険について

控訴審準備書面(23)の内容－本日のテーマ

一審被告の主張の根幹に存在する、看過し得ない論理的な矛盾点を明らかにすること

一審被告の主張

原子力規制委員会による基準適合判断がある以上、たとえ避難計画等が欠落し又は不十分であるとしても、人格権侵害の具体的危険は認められない

上記主張の論理的前提

原子力規制委員会による基準適合判断がある以上、同委員会は「当該原発について、オンサイト上の安全対策により、オフサイトの避難計画等が不要となるほど、原子力災害の発生蓋然性が十分に低減された」と評価したということだ

原子力規制委員会自身の公式見解と、直接的に矛盾するもの

= 重大な事実誤認に基づく主張

矛盾点その1 基準適合審査の審査範囲に関する原子力規制委員会の立場との矛盾

矛盾点その1: 基準適合審査の審査範囲に関する原子力規制委員会の立場との矛盾①

6

問題の所在

一審被告の主張の論理的前提(再掲)

原子力規制委員会による基準適合判断がある以上、同委員会は「当該原発について、オンサイト上の安全対策により、オフサイトの避難計画等が不要となるほど、原子力災害の発生蓋然性が十分に低減された」と評価したということだ

上記前提が成り立つためには、
「原子炉等規制法が、原子力規制委員会に対して、基準適合判断にあたって上記の評価を行う権限を与えていた」といえなければならない！！

**原子力規制委員会自身の公式見解と、直接的に矛盾するもの
＝原子炉等規制法はそのような権限を与えていない**

原子力規制委員会作成「発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」(丙Bア25)の説明①

68頁～69頁

原子炉等規制法における設置許可基準規則においては、重大事故等対策を講じることを要求事項とするが（深層防護のうち第4の防護レベル）、所内及び所外の緊急事態の対応に関する緊急時計画等の整備（深層防護のうち第5の防護レベル）等は要求事項とされていない。

丙Bア25
NREP-0002

実用発電用原子炉に係る新規制基準の
考え方について

平成28年6月29日策定
平成28年8月24日改訂
平成29年11月8日改訂
平成30年12月19日改訂
令和4年12月14日改訂
原子力規制委員会

避難計画の要否その他の深層防護の第5の防護レベルに関する事項は、**基準適合判断における判断事項ではない。**

＝原子力規制委員会は、基準適合判断にあたって、避難計画の要否等(避難計画等が不要なほど安全が確保されているか)について判断していない。

原子力規制委員会作成「発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」(丙Bア25)の説明②

なぜ避難計画等に関する事項は判断事項ではないのか

69頁

原子炉等規制法全体としても、IAEAが示す深層防護のうち、第1から第4の防護レベルまでに関する事項については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用を行う者に対する事業の規制を通じて担保されている。

一方で、第5の防護レベルに関する事項については、我が国の法制度上、「災害」の一形態としての「原子力災害」に対し、国、地方公共団体、原子力事業者等がそれぞれの責務を果たすこととされており、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法によって措置されている。

丙Bア25
NREP-0002

実用発電用原子炉に係る新規制基準の
考え方について

平成28年6月29日策定
平成28年8月24日改訂
平成29年11月8日改訂
平成30年12月19日改訂
令和4年12月14日改訂
原子力規制委員会

避難計画を軽視しているからではなく、**法体系上の役割分担が理由である**

＝原子炉等規制法は、原子力規制委員会に対して、基準適合判断にあたって、避難計画等の要否を判断する権限を付与していない。

小括

一審被告の主張の論理的前提(再掲)

原子力規制委員会による基準適合判断がある以上、同委員会は「当該原発について、オンサイト上の安全対策により、オフサイトの避難計画等が不要となるほど、原子力災害の発生蓋然性が十分に低減された」と評価したということだ

原子炉等規制法は、原子力規制委員会に対して、基準適合判断にあたって上記の評価を行う権限を与えていない(原子力規制委員会自身の公式見解)

☞一審被告の主張は、その前提が原子力規制委員会の公式見解(丙Bア25)と矛盾するもので、前提事実 zu 重大な事実誤認がある
＝一審被告の主張は、論理的前提を欠くもので、成り立たない。

矛盾点その2 避難計画の要否に関する原子力規制委員会の立場との矛盾

問題の所在

一 審被告の主張の論理的前提(再掲)

原子力規制委員会による基準適合判断がある以上、同委員会は「当該原発について、オンサイト上の安全対策により、オフサイトの避難計画等が不要となるほど、原子力災害の発生蓋然性が十分に低減された」と評価したということだ



**原子力規制委員会自身の公式見解と、直接的に矛盾するもの
＝更田豊志・原子力規制委員会委員長(当時)の国会答弁と明確に矛盾する**

第204回国会原子力問題調査特別委員会(令和3年4月8日)議事録[甲G166]①

[10頁～11頁]

更田豊志・政府特別参考人:

原子炉等規制法に基づく審査に関しては、先生の御質問の中にもありましたけれども、深層防護でいえば第一層から第四層、要するに、事故を防ぐ、それから万一事故が起きた場合でもその影響を緩和するという、いわゆるプラント側のものについて審査を行っております。しかしながら、どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本であります。

プラント側での努力、それから要求の引上げ等に伴ってプラントの安全性は高まっている、しかしながら、どれだけ努力をしても事故は必ず起きるもの、そういった意味で、プラントに対する対策を考えると、防災について考えるところというのは、一定程度の、一定程度というか、独立して考えるべきものであるというふうに思っています。これが一緒くたになつてしまうと、プラントに安全対策を十分に尽くしたので、防災計画はこのぐらいでいいだろうという考えに陥ってしまう危険もあります。

また、防災計画というのは地域の実情に応じて策定されるべきものでありますので、プラントに対する安全性を見るという責任と、それから防災対策をしっかり策定するという責任というのは独立して考えるべきという性格を持っているものというふうに認識をしております。

第204回国会原子力問題調査特別委員会(令和3年4月8日)議事録[甲G166]②

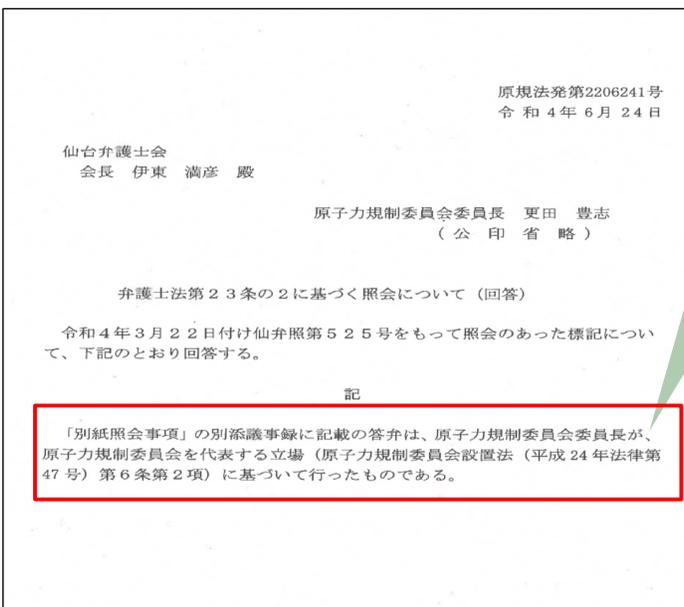
[26頁]

更田豊志・政府特別参考人：

たとえ新規制基準に適合している炉であっても、百テラベクレルを上回るような放射性物質の放出を起こす事故の可能性というのを否定すべきではありません。

したがって、先ほどお答えしましたように、百テラベクレルを上回る事故に対しても対策を求めていますし、さらに、**防災を考える場合は、大規模な事故を起さるものは起さるものとして考えることが基本でありますので、これは繰り返しになりますけれども、適合している炉であっても、百テラベクレル以上の放出を起こす事故の可能性を否定するべきではない**というのが規制委員会の立場でございます。

原規発第2206241号 令和4年6月24日(甲G457の2)



更田豊志・政府参考人(当時の原子力規制委員会委員長)の国会答弁(甲G166)は、**原子力規制委員会を代表しての公式見解**だった

原子力規制委員会は、**基準適合判断がある場合でも、「避難計画が不要なほどに原子力災害発生**の蓋然性が十分に**低減された」とは評価していない**

「**基準適合判断がなされた後においても、原子力災害に至る内在的危険性は決して無視できない**」という立場

小括

一審被告の主張の論理的前提(再掲)

原子力規制委員会による基準適合判断がある以上、同委員会は「当該原発について、オンサイト上の安全対策により、オフサイトの避難計画等が不要となるほど、原子力災害の発生蓋然性が十分に低減された」と評価したということだ



原子力規制委員会は、基準適合判断がある場合でも、「避難計画が不要なほどに原子力災害発生の蓋然性が十分に低減されている」とは評価していない(原子力規制委員会自身の公式見解)



☞一審被告の主張は、その前提が原子力規制委員会の公式見解(甲G166)と矛盾するもので、前提事実に重大な事実誤認がある
＝一審被告の主張は、論理的前提を欠くもので、成り立たない。

結論

原子力規制委員会の公式見解からの帰結:

公式見解①

原子炉等規制法は、原子力規制委員会に対して、基準適合判断にあたって上記の評価を行う権限を与えていない(丙Bア25 原子力規制委員会作成「発電用原子炉に係る新規規制基準の考え方について」)

公式見解②

原子力規制委員会は、基準適合判断がある場合でも、「避難計画が不要なほどに原子力災害発生の蓋然性が十分に低減されている」とは評価していない(甲G166 更田豊志・原子力規制委員会委員長(当時)の国会答弁)

☞一審被告の主張は、その前提が原子力規制委員会の公式見解と矛盾するもので、前提事実に重大な事実誤認がある(原子力規制委員会は、基準適合判断にあたって、「避難計画が不要なほどに原子力災害発生の蓋然性が低減された」とは評価していない)
＝一審被告の主張は、論理的前提を欠くもので、成り立たない。